

第 12 次外国投資ネガティブリスト

(2022 年 6 月 27 日大統領調印、2022 年 6 月 28 日公示)

リスト A：憲法及び法律により、外国資本が制限される分野

外国資本が認められない分野

1. レコーディングを除く マスメディア、インターネットビジネス¹
2. 専門職の開業。 但し法の要件に従い特別に認められたものを除く。^{2 3 4}
Annex では以下に該当する専門職リストが掲載されている。⁵
 - a. 関連法で相互主義が認められている場合を除き、外国人の開業が認められない専門職
 - b. 関連法で外資が制限されている、法人形態での開業
3. 払込資本金額が 25,000,000 ペソ未満の小売業⁶
4. 協同組合⁷
5. 探偵業、警備業の結成、運営
6. 小規模鉱業
7. 群島内・領海内・排他的経済水域内での海洋資源の利用、河川・湖・湾・潟での天然資源の小規模利用
8. 闘鶏場の所有、運営、経営
9. 核兵器の製造、修理、備蓄、流通⁸
10. 生物・化学・放射能兵器、対人地雷の製造、修理、備蓄、流通⁹
11. 爆竹その他花火装置の製造

¹ この「インターネットビジネス」はインターネット接続事業者を指し、情報やコンテンツのクリエイターは該当しない。

² 共和国法 5181 号では、永住権と相互主義が受験及び登録の要件と規定されている。

³ 専門職監督委員会近代化法では、フィリピンで開業する外国人専門家へのルールが規定されている。

⁴ 労働法は国内での非居住外国人の雇用を規制している。

⁵ 国家経済開発庁への法務省書簡（2021 年 10 月 12 日付）では「ライセンスを保有するまたは登録済みの外国人専門家によるフィリピンでの開業は相互主義を原則として認められ、監督機関もしくは関連法が定める制限内で、同じ専門職を行なう法人株式を保有することができる」としている。

⁶ 外国資本のパートナーシップ、組合、法人は、以下の条件において小売業が認められる。a) 払込資本金額が 25,000,000 ペソ以上、b) 投資家の本国がフィリピン人小売業の参入を阻害せず、c) 多店舗展開する場合には 1 店舗あたり 10,000,000 ペソ以上の投資をすること。

⁷ フィリピン国籍を喪失した生来のフィリピン人による協同組合への投資は、フィリピン国籍者と同等の権利があるものとみなす。

⁸ 国内資本の投資は同様に禁止されている。

⁹ 国内資本の投資は同様に禁止されている。

外国資本が25%以下に制限される分野

- 12. 国内及び国外向け雇用斡旋
- 13. 防衛関連施設の建設契約

外国資本が30%以下に制限される分野

- 14. 広告業

外国資本が40%以下に制限される分野

- 15. 政府調達改革法に基づくインフラプロジェクトの調達
- 16. 天然資源の探査、開発、利用¹⁰
- 17. 私有地の所有¹¹
- 18. 公益事業の運営^{12,13, 14}
- 19. 教育機関。但し宗教団体や宣教師、外交官とその家族、及び一時居住外国人が設立するものや、正規の学校教育システム範囲外の短期高度技術開発を目的とするものを除く。¹⁵
- 20. 米及びトウモロコシの栽培、生産、製粉、加工、小売を除く販売、米、トウモロコシと副産物の物々交換及び購入¹⁶
- 21. 国有・国営・地方公営企業及び機関への材料、物資、商品の供給契約¹⁷
- 22. 遠洋商業漁船の運営
- 23. コンドミニアムユニットの所有（注：共用部分が付随している場合）
- 24. 民間ラジオ通信ネットワーク

¹⁰ 大統領が締結する資金もしくは技術援助契約に基づく場合は、外国資本100%の参入が可能。

¹¹ フィリピン国籍を喪失した生来のフィリピン人で、フィリピン法に基づき契約締結の法的能力を有する者は、自己の事業目的もしくはその他の目的で、市街地の場合は5,000㎡まで、農耕地の場合は3ヘクタールまでの私有地の譲受が可能。

¹² 外国投資家による公益事業の理事会への参加は出資割合を上限とする。公益事業の役員は全てフィリピン国籍者であること。

¹³ 改定公共サービス法では、公共の利益のために運営、監督、管理が必要な公益事業を（1）配電（2）送電（3）石油および石油製品のパイプライン輸送システム（4）港湾（5）上下水道（6）公共交通車両と定義している。コンセッションア、ジョイントベンチャーなどの形態で上記セクターの運営、監督、管理を一般の利用のために行なうものは公益事業とみなす。同法で記載されていない場合、その後の法律による定めがない限り、公益事業とみなされることは無い。

¹⁴ 発電事業、コンテストブルマーケットへの電力供給及び類似する事業もしくはサービスは公益事業の定義対象外。

¹⁵ 教育機関の管理及び運営はフィリピン国籍者に帰属する。

¹⁶ 操業開始から30年以内に資本の60%以上をフィリピン国民に放棄する場合は、外国資本100%参入が可能。

¹⁷ 契約の発注はフィリピン国籍者へ同等の権利を付与する国の国民、法人、団体に認められる。

リスト B：安全保障、防衛、公衆衛生・公序良俗の脅威、中小企業保護の観点から外国人による所有が規制される分野

外国投資が 40%以下に制限される分野

1. フィリピン国家警察の許可を要する製品・材料の製造、修理、保管、流通

- a. 火器（拳銃、散弾銃）、火器の部品及び弾薬、火器の使用もしくは製造に必要な器具及び道具
- b. 火薬
- c. ダイナマイト
- d. 火工品
- e. 爆発物の製造に使用する材料
 - i. 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム ii. 硝酸アンモニウム、硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸バリウム、硝酸銅 (11)、硝酸鉛 (11)、硝酸カルシウム、硝酸塩 iii. 硝酸 iv. ニトロセルロース v. 過塩素酸アンモニウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム vi. Dinitrocellulose（原文） vii. グリセロール viii. アモルファスリン ix. 過酸化水素 x. 硝酸ストロンチウム xi. トルエン
- f. 眼鏡照準機、スナイパースコープなど。

但し相当量が海外向けである場合には、フィリピン国家警察の判断及び許可の下、製品の製造及び修理がフィリピン国籍者以外にも認められる。外資比率については、フィリピン国家警察の許可証で定められるものとする。

2. 危険薬物の製造、流通

3. ウェルネスセンターを除く、サウナ、スチーム風呂、マッサージクリニックなど、公衆衛生及び公序良俗に影響を及ぼす可能性があるために法により規制されているもの

4. あらゆる形態のギャンブル。但しフィリピン娯楽ゲーミング公社と投資契約が締結されているものを除く。

5. 払込資本金額 20 万米ドル未満の国内市場向け中小企業

6. 払込資本金額 10 万米ドル以下の国内市場向け中小企業で、以下のいずれかを満たす場合。

- i) 科学技術省が定める先端技術を利用する場合、
- ii) 革新的スタートアップ法に基づき、貿易産業省、情報通信技術省、科学技術省が推薦するスタートアップ企業、またはその支援企業の場合、
- iii) 直接雇用する従業員の過半数はフィリピン人であり、且つフィリピン人が 15 名以上である場合。

注）本資料は一般的な情報提供を想定し、参考資料として作成されたもので、翻訳、解釈、適用について確約するものではないことご了承ください。

Annex 専門職

A. 関連法で相互主義が認められている場合を除き、外国人の開業（Practice of profession）¹⁸が認められない専門職

- | | |
|-------------------------|---|
| 1. 会計 | 27. 機械工学 |
| 2. 航空工学 | 28. メディカルテクノロジー |
| 3. 農業工学、バイオシステム工学 | 29. 医学 |
| 4. 農業 | 30. 金属工学 |
| 5. 建築 | 31. 助産術 |
| 6. 化学工学 | 32. 鉱山工学 |
| 7. 化学 | 33. 造船学 |
| 8. 土木工学 | 34. 看護 |
| 9. 犯罪学 | 35. 栄養士 |
| 10. 通関業 | 36. 検眼医学 |
| 11. 歯科医術 | 37. 調剤学 |
| 12. 電気工学 | 38. 理学療法・作業療法 |
| 13. 電子工学 | 39. 教職 ²⁰ |
| 14. 電気技師 | 40. 心理学 |
| 15. 環境計画 | 41. 放射線技術・X線技師 ²¹ |
| 16. 水産業 | 42. 不動産サービス（不動産コンサルタント、
不動産鑑定士、不動産査定士、不動産仲介
士・不動産販売員） |
| 17. 食品技術 | 43. 呼吸療法 |
| 18. 林業 | 44. 衛生工学 |
| 19. 測地工学 | 45. ソーシャルワーク |
| 20. 地質学 | 46. 言語聴覚療法士 |
| 21. ガイダンスカウンセラー | 47. 獣医学 |
| 22. インテリアデザイン | 48. 法律もしくはフィリピンが締結国となっ
ている条約に基づく、その他の専門職 |
| 23. 造園 | |
| 24. 司書 | |
| 25. 甲板・機関 ¹⁹ | |
| 26. 配管 | |

B. 関連法で外資が制限されている、法人形態での開業（Corporate practice）²²

1. 建築²³

注）本資料は一般的な情報提供を想定し、参考資料として作成されたもので、翻訳、解釈、適用について確約するものではないことご了承ください。

¹⁸ 「Practice of profession」は、専門職監督法で専門職の範囲として定める、登録及びライセンスを有する専門家もしくは特別一時許可証の保有者が提供する活動及び業務と定義されている。

¹⁹ 海事産業庁創設法に基づく特例措置に該当する場合には、外国人による甲板・機関業務が認められる。

²⁰ 有資格の外国人教員による指導は、関連法に基づく相互主義と各要件に従い認められる。

²¹ 放射線技術法の要件及び相互主義に基づき、外国人技師によるコンサルテーション、指導が認められる。

²² 国家経済開発庁への法務省書簡（2021年10月12日付）で「Corporate practice」について「SEC（およびPRC）へ法人登録を行ない、株主及び取締役はライセンスを保有する専門家が特定の割合で占め、事業がライセンスを保有する専門家を実施する場合には、法人は専門職に従事することができる」としている。

²³ 建築法ではフィリピン人建築士のみによる建築事務所の組成が認められているため、外国人建築士による国内建築事務所への投資もしくは株式保有は禁止される。